

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第159号）（都市計画局都市企画部都市づくり推進課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市景観・まちづくりセンターの使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

1 京都市景観・まちづくりセンターの使用料を次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料	
		改 正 前	改 正 後
大会議室	午前	円 13,500	円 13,880
	午後	円 18,000	円 18,510
	夜間	円 23,600	円 24,270
駐車場（1回につき）		400円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を400円に加えた額	410円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を410円に加えた額

2 使用料を100円単位から10円単位に改定するため、使用時間を超えて使用する使用料の設定について、100円未満切上げから、10円未満切上げに改定することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとしています。

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第159号

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第2大会議室の項中「13,500」を「13,880」に、「18,000」を「18,510」に、「23,600」を「24,270」に改め、同表駐車場（1回につき）の項中「400円」を「410円」に改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改め、同備考3中「つど」を「都度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（都市計画局都市企画部都市づくり推進課）